

## 第 3 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

- 日 時 平成26年3月20日(木)午後2時00分
- 場 所 津市久居庁舎 3階 301・302会議室
- 出席部会委員 25 伊藤 武則・26 稲葉 和久・27 大井 一司・28 鈴木 照正  
29 田口 慶則・30 諸戸 善昭・31 上川 洋文・32 田中 竹次  
33 守山 孝之・35 池田 昌司・36 井谷 功・37 岸野 隆夫  
39 藤田 武・40 結城 晋三・42 片岡 眞郁・47 中谷 秀也  
以上16名
- 欠席委員 38 中川 和雄
- 出席部会員外委員 34 浅井 競
- 議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭
- 事務局職員 飯田事務局長・鈴木事務局次長・中西担当副主幹
- 総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹  
美杉：松永主査
- 議事録署名者 25 伊藤 武則・35 池田 昌司
- 事 項
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(所有権移転)
- 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について(使用貸借)
- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の取消願について(農業委員会許可・所有権移転)
- 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について(農業委員会許可・所有権移転)
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員会許可)

- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）
- 議案第7号 非農地証明願について
- 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について <別冊>

## 議 事 の 大 要

議 長 第3回第2農地部会を開会いたします。本日の欠席は中川委員の1名で、出席委員数は16名でございます。よろしくお願ひいたします。

議事に入ります前に、議事録署名者を私の方から指名させていただきます。

25番 伊藤 委員、35番 池田 委員の両委員にお願ひしたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。

本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますのでよろしくお願ひいたします。

まず始めに、会長の専決等の報告事項にはいります。報告第1号から報告第5号につきまして事務局から一括して報告をお願ひいたします。

事 務 局 それでは、議案書の1ページから3ページをお願ひいたします。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

番号1から26で、3ページになりますが、件数は26件、合計面積49,144㎡で、すべて田でございます。

これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸し人、借り人、双方の合意により解約したものであります。

4ページから7ページをお願ひいたします。

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、でございます。

番号1から6で、7ページになりますが、合計で件数は6件、面積は43,084㎡で、その内訳は、田が32,478㎡、畑が10,606㎡でございます。

これらにつきましては、相続の届出でございます。

なお、番号5の農地につきまして、相続人であります\_\_\_\_\_からあつせん  
の希望が出ておりますので、よろしくお願ひいたします。

8ページをお願ひいたします。

報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、ござ

います。

番号1は、一般個人住宅用地の1件で、面積は畑で40.40㎡でございます。

9ページをお願いいたします。

報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。

番号1は、駐車場用地の1件で、面積は田で19㎡でございます。

10ページをお願いいたします。

報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、番号2、いずれも一般個人住宅用地の2件で、面積の合計は畑で407㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしく申し上げます。次に議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の取消願について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 11ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の取消願について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1は、地区 久居、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 戸木町大坪\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1,408㎡です。

これにつきましては、1月21日の農地部会で許可した案件ですが、受け人の後継者である\_\_\_\_\_で取得したため、この許可の取り消し願いが受け人、渡し人、双方の連名で提出されております。

なお、議案第2号で取得についての審議をお願いいたします。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

大井委員 27番 大井です。内容については、事務局の説明の通りで、特に問題ないと思いますので、よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これに、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については取消することに決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 12ページ、13ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1は、地区 久居、受け人 \_\_\_\_\_、面積9,014㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積4,245㎡、申請地戸木町大坪 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1,408㎡です。

これにつきましては、先ほどの議案第1号で取消しをしていただいた案件の新たな申請ですが、受人は、労力不足のため営農を縮小したい渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号2、地区 栗葉、受け人 \_\_\_\_\_、面積940㎡、渡し人 \_\_\_\_\_ 外2名、面積4,443㎡、申請地 稲葉町中山 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積552㎡ 外7筆で、合計面積4,090㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小したい渡人から申請地を譲り受け、新規に営農を始めようとするものです。なお、経営面積940㎡は、後で出ます議案第8号 利用集積計画の使用貸借で借受けます。

番号3、地区 榊原、受け人 \_\_\_\_\_、面積7,726㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積19,634㎡、申請地 榊原町垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積185㎡。

これにつきましては、受人は、渡人に要望して申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号4、地区 榊原、受け人 \_\_\_\_\_、面積14,428㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積4,407㎡、申請地榊原町中上 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積3,030㎡ 外1筆で、合計面積4,407㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号5、地区 榊原、受け人 \_\_\_\_\_、面積14,428㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積3,363.39㎡、申請地榊原町垣内 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積340㎡ 外3筆で、合計面積1,050.39㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号6、地区 波瀬、受け人 \_\_\_\_\_、面積4,504㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積3,508㎡、申請地一志町波瀬遠河 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積360㎡ 外2筆で、合計面積1,377㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足のため営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大しようとするものです。

番号7、地区 家城、受け人 \_\_\_\_\_、面積96,302.64㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積218㎡、申請地 白山町北家城下出 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積218㎡。

これにつきましては、受人は、耕作が不便であることから離農する渡人から

申請地を譲受け、営農を拡大しようとするものです。

番号8、地区 丹生俣、受け人 \_\_\_\_\_、面積2,008㎡、渡し人 \_\_\_\_\_、面積4,841㎡、申請地 美杉町丹生俣庄司\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積36㎡ 外1筆で、合計面積1,179㎡。

これにつきましては、受人は、高齢のため営農を縮小する渡人から申請地を譲受け、営農を拡大しようとするものです。

以上件数は8件で、合計面積は13,914.39㎡、その内訳は田が7,143㎡、畑が6,061㎡、その他、これは、台帳地目が宅地及び山林で、現況地目が畑となっている農地ですが、710.39㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

大井委員 27番 大井です。この案件、先月見てきたんですけど、場所は国道165号線、\_\_\_\_\_とちょうど国道挟んで北側です。特に事務局の説明の通りで、問題はないと思います。よろしくお願いいいたします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

鈴木委員 28番 鈴木です。14日に午後、会長職務代理者さん始め、本庁の事務局さん含め、現地確認を行って参りました。

場所は\_\_\_\_\_の集落の東側500～600mの\_\_\_\_\_沿いです。住まいは西丸之内になっているんですけど、また近々、帰って来て、野菜を耕作されるという事ですので、よろしくご審議をお願いいいたします。

議長 ありがとうございます。3番、4番、5番、お願いします。

伊藤委員 25番 伊藤です。14日に現地確認を行いました。  
場所としましては、青山高原の入り口、安子という所で、県道亀山白山線を西へ上った所です。

そして、4番ですが、これも県道亀山白山線沿いで、\_\_\_\_\_がありまして、市道を挟んで、300mくらい行った所です。

そして、5番ですが、これも\_\_\_\_\_の市道を挟んで東の所です。

事務局の説明通り何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議ください。

議長 ありがとうございます。6番、お願いします。

上川委員 31番 上川です。3月14日に現地確認をしていただきました。  
場所については\_\_\_\_\_のちょうど裏でございます。事務局の説明通り何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いいいたします。

議長 ありがとうございます。7番、お願いします。

浅井委員 34番 浅井でございます。7番について、説明をさせていただきます。  
14日午後1時から、事務局と地元委員全員で、現地の確認を行いました。  
場所は、家城に\_\_\_\_\_があるんですが、それから雲出川の橋を渡ったすぐ  
左側に北家城という所があるんですが、その集落の1番東側が現地でございます。  
\_\_\_\_\_さんの屋敷の地続きという事でございます。今後も畑として利用  
されるという事でございますので、何ら問題ございません。よろしく。以上で  
す。

議長 ありがとうございます。8番、お願いします。

結城委員 40番 結城でございます。譲渡人は遠方で住まいをしております。高齢の  
ため、農地を売り渡すという事です。営農の縮小と営農の拡大と言う事ですの  
でよろしくお願いいいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご  
意見もお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号につ  
いて、これに、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することに決定し  
たいと思います。

続きまして議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可)を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 14ページをお願いいたします。

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について(農業委員  
会許可)でございます。

番号1、地区 久居、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 久居北口町駒走り \_\_\_\_\_、  
台帳地目・現況地目とも畑、面積561㎡です。

これにつきましては、太陽光発電施設用地とするもので、パネル設置面積は  
234㎡、転用面積の41%になります。農地区分は、第2種農地と判断され  
ます。

番号2、地区 丹生俣、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町丹生俣西又 \_\_\_\_\_、  
台帳地目 田、現況地目 宅地、面積472㎡。

これにつきましては、申請地を一般個人住宅用地とするものですが、昭和  
10年ごろから既に宅地化されており、始末書の提出がありますことから追認  
しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は2件、合計面積は1,033㎡で、その内訳は、田が472㎡、  
畑が561㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件のす

べてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

稲葉委員 26番 稲葉です。3月14日に現地確認へ行ってまいりました。場所は\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_の南側という事です。事務局の説明通り何ら問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

結城委員 40番 結城です。昭和10年ごろ先代の\_\_\_\_\_さんから分家をしたと。その際に家を建てて現在に至っているという事です。始末書の提出もありますので、よろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これに、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 15ページをお願いいたします。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1は、地区 久居、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 戸木町東羽野\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積138㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、隣接宅地を含めて太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、隣接宅地を含めて全体面積369.42㎡のうち222㎡、転用面積の60%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 新家町己改\_\_\_\_\_、台帳地目 宅地、現況地目 畑、面積295.22㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 栗葉、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_ 外2名、申請

地 稲葉町中山\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積605㎡ 外3筆で、合計面積1,710㎡。

これにつきましては、昭和45年ごろ渡し人により植林され、始末書が添付されております。受人は、渡人から申請地を譲り受け、山林として管理するもので、追認をお願いするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 榊原、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 榊原町鍛冶谷\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 山林、面積396㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、山林として管理するものですが、平成17年に渡人が相続された時点では、既に山林化しておりました旨の経過書が添付されておりますので追認をお願いするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 高岡、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町日置西浦\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積494㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 高岡、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町高野内屋敷\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積998㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、建売分譲住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 川口、受け人 \_\_\_\_\_、使用借人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口大角\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積64㎡ 外1筆で、合計面積66.66㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、使用借人が車両置場とするものですが、申請地は、昭和53年ごろから既にこの目的で利用されており、受人、渡人双方連名で始末書の提出がありますことから、追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 川口、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口新尺\_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積19㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、駐車場用地とするものですが、申請地は、平成元年ごろから既にこの目的で利用されており、受人、渡人双方連名で始末書の提出がありますことから、追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号9、地区 大三、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町三ヶ野古垣内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積175㎡。

これにつきましては、受人は、父親である渡人から申請地の贈与を受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は115㎡で、転用面積の65%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号10、地区 大三、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町三ヶ野上広\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積223㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から隣接する山林109㎡と併せて申請地を譲り受け、一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号11、地区 大三、受け人 \_\_\_\_\_、渡し人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町三ヶ野上広\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積16㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、隣接する居宅裏



庭への通路用地するものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は11件、合計面積は4,283.88㎡で、その内訳は田1,492㎡、畑2,496.66㎡、その他、これは、台帳地目が宅地で、現況地目が畑ですが、295.22㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

大井委員 27番 大井です。この案件は3月14日に現地確認へ行ってきました。場所は、戸木の\_\_\_\_\_の分譲地のちょうど西地区になります。国道から行きますと、西向いて走って行って、ちょうど\_\_\_\_\_がありますけど、\_\_\_\_\_から左へ入って行ったあたりです。それから県道を渡った所で。この畑は民家の中に囲まれた畑で、特に問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

田口委員 29番 田口です。事務局の説明通りでございますけど、場所は新家町と言って\_\_\_\_\_のある東の200mくらい行った所です。別に問題ないと思いますので。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

鈴木委員 同じく、議案第2号の2番で説明させてもらった、現地です。1筆おいた北側になります。詳細は事務局の説明通りですので、よろしくご審議お願いします。

議長 ありがとうございます。4番、お願いします。

伊藤委員 25番 伊藤です。14日に現地確認をいたしました。場所は青山高原入り口から安子を通ってすぐ左折して、中山地区を通って、距離的には1km入った所です。事務局の説明通り、何ら問題はないと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。5番、お願いします。

田中委員 32番 田中です。5番、6番は、3月14日に委員2名と事務局2名で、確認をしてまいりました。  
5番につきましては、日置地区から高野地区へ来る日置の通学路があるんですが、その近くということで、内容につきましては、事務局の説明通りですので、ひとつよろしくお願いいたします。  
6番につきましても、同じ日に委員2名と事務局2名で現地を確認いたしました。\_\_\_\_\_近くの\_\_\_\_\_の南側に当たる所でございます。内容について

は事務局の説明通りですので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ありがとうございます。7番、お願ひします。

池田委員 35番 池田です。7番は、14日に総合支所1名と委員3名で現地確認を行いました。

場所は\_\_\_\_\_から東のほうへ200mの\_\_\_\_\_の前という事です。何ら問題はないと思ひます。

それから、8番の場所は\_\_\_\_\_の南側という事で、今、道路があつた傍にそこを買われる人の土地がありまして、その間の所で、道の傍という事でございます。事務局の説明通りでございますので、何ら問題はないと思ひますので、よろしくご審議お願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。9番、お願ひします。

井谷委員 36番 井谷です。国道165号線をずっと下のほうから上つてもらつて、\_\_\_\_\_を入つてもらつて、本里のほうに入つていただいたカーブの所に若干家がありまして、その道の上にあります。畑です。

説明通り、お父さんが譲渡して子供がこのような施設を作るというような事でありまして、今現状が大きな木がありまして、若干周りにも迷惑がかかるという事であるような形にするというような事でした。問題はないと思ひます。

それから、10、11番、同じ場所でありまして、\_\_\_\_\_という所なんです、上広の集落の丁度、西のほうにあたります。ここへ譲り受ける方が新しい家を建てるといふ事と、もう1つは取得された土地の隣に\_\_\_\_\_さんの宅地があります。その宅地、今度そこへ入つて行く道がなくなるということで、このような形で取得をされて通路にするという事でありまして、何ら問題はないと思ひますので、よろしくご審議をお願ひいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よつて、議案第4号については許可することに決定したいと思ひます。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題といたします。

事務局の説明をお願ひします。

事務局 16ページをお願ひいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員

会許可・賃貸借権)でございます。

番号1は、地区 川合、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町八太畑ヶ田 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積1, 496㎡のうち450㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人から申請地を20年間賃借し、会社の駐車場用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。

件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

田中委員 32番 田中です。この案件につきましても、3月14日に委員2名と事務局2名で現地を確認いたしました。

場所につきましては、県道一志島田線の \_\_\_\_\_ の東側ということでございます。内容につきましては、事務局の説明通りですので、何ら問題はないと思います。ひとつよろしくご審議お願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さんのご意見もお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 17ページをお願いいたします。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1は、地区 久居、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 久居明神町コボレ山 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積2, 044㎡ 外2筆で、合計面積3, 071㎡です。

これにつきましては、借り人は、貸し人と期間を定めない使用貸借契約をし、申請地をデイサービス、ショートステイのための介護施設用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 久居北口町洗ヶ瀬 \_\_\_\_\_、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積928㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と期間を定めない使用貸借契約をし、道路用地買収に伴う倉庫取壊しの代替地として、申請地を倉庫用地及び資材置場用地とするものです。

なお、申請地は、平成4年ごろ貸し人により駐車場に転用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 家城、借り人 \_\_\_\_\_、貸し人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町南家城シデ原\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積607㎡。

これにつきましては、借り人は、貸し人と20年間の使用貸借契約をし、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は251㎡、転用面積の41.4%にあたります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上件数は3件、合計面積は4,606㎡で、すべて畑でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思っております。1番、お願いします。

田口委員 29番 田口です。事務局の説明通りでございます。ただ、この場所は、\_\_\_\_\_の家から50mほど北へ行ったところですので、場所が大きいので、昼からも会長始め、事務局も来ていただきました。地元にもきちんと説明ができていますので、何ら問題はないと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長 ちょっと、補足させていただきます。  
この案件なんですけどもなかなか排水同意は取ってなくてね。上手く説明もしてもらってなかったものですから、急遽、昨日の夜に、地区の人を集めてもらって、説明会を開いてもらいました。  
地区の要件をある程度のももらって、皆が100%賛成したこともないんですけど、仕方ないということで、今回上げさせてもらいました。  
来てもらうのには賛成なんですけど、ただ、汚水なんかを田んぼの用水池へ捨てるのです。それが1番問題がありまして、色々な意見がありましたけど、発展のためには仕方ないだろうし、つらい所はあるんですけど、皆さんに同意していただいて、今日上げさせていただきます。そういう結果です。よろしくお願いいたします。

議長 2番、お願いします。

稲葉委員 26番 稲葉です。3月14日に現地確認へ行ってまいりました。  
場所は\_\_\_\_\_の近くで、県道津半田線のすぐ西側付近であります。事務局の説明通り問題ないと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長 ありがとうございます。3番、お願いします。

浅井委員 34番 浅井でございます。3番について説明をさせていただきます。  
先ほども申し上げたように、14日の午後から現地の確認を行いました。場

所は\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_があるんですが、その南側にかなりの面積の畑があるんです。その一部でございます。

現場は、事務局の説明通りでございますが、ちょっと気になったのは立派な成木の茶園が手入れもしてきちんとしてある畑でございます。おいしいと気がしたのですが、本人の希望ですので、やむを得ないのではないかと思います。何ら問題ございませんので、ひとつよろしく申し上げます。以上です。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については許可することに決定したいと思います。続きまして、議案第7号 非農地証明願についてを議題いたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 18ページをお願いいたします。  
議案第7号 非農地証明願について、でございます。  
番号1、地区 榊原、願出者 \_\_\_\_\_、申請地 榊原町垣内\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 宅地、面積90㎡です。  
これにつきましては、昭和28年10月1日新築で建物の登記がされておりますので、津市農業委員会非農地証明事務取扱要領第3条第1項第2号の規定により、当該土地が農地以外に供され20年以上経過している要件に該当しております。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会った地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。

伊藤委員 25番 伊藤です。14日に現地確認を行いました。  
場所としましては、\_\_\_\_\_を市道を挟んで真隣の所です。事務局の説明通り、何ら問題はないと思いますので、よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆様のご意見もお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第7号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

- 議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号については証明することに決定したいと思います。
- 続きまして、別冊としてお配りいたしました、議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題いたします。事務局の説明をお願いします。
- 事 務 局 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、でございます。
- 別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。
- 表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をご覧ください。
- 各地区別に、下の合計欄でご説明いたします。
- 久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で93,809㎡、畑の賃貸借、使用貸借で7,570㎡、契約件数は52件でございます。
- 一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借、所有権移転で98,636㎡、畑の使用貸借で1,018㎡、契約件数は86件でございます。
- 白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で122,195㎡、畑の使用貸借で5,240㎡、契約件数は71件でございます。
- 美杉地区につきましては、集積はございませんでした。
- 以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借、所有権移転を合わせて314,640㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて13,828㎡で、合計契約件数は209件、合計面積は328,468㎡となっております。
- 次に認定農業者への集積状況でございます。
- 地区別の認定農業者への集積は、久居地区17件、一志地区42件、白山地区37件、合計96件、合計面積243,999㎡でございます。
- 今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
- 以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長 はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。何かこれについて、皆さん方がご意見がありましたらお願いします。よろしいですか。
- 部会委員 <一同 意見なし>
- 議 長 それでは、お諮りします。ただいま、審議をいただきました議案第8号について、ご異議ございませんか。
- 部会委員 <一同 異議なし>
- 議 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号については適正であると認め、市長に進達することにいたします。
- 以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。
- 以上で、第3回第2農地部会を閉会します。

午後 2 時 4 8 分

上記は、第 3 回第 2 農地部会の議事を録したものである。

平成 2 6 年 3 月 2 0 日

議 長

出席委員

出席委員